

9. 地域支え合い体制づくり事業（東日本大震災による被災者生活支援に係る事業分）の事業実施期限について

介護基盤緊急整備等臨時特例基金の事業実施期限については、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日老発0820第5号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」において平成26年度末までとお示ししているところであるが、この度閣議決定された平成27年度政府予算案においては、事業実施状況や今後の見込みを踏まえ、介護基盤緊急整備等臨時特例基金のうち地域支え合い体制づくり事業（東日本大震災による被災者生活支援に係る事業分）により引き続き仮設住宅の高齢者等に必要な支援を実施するために、必要な経費を計上しているところであり、「岩手県、宮城県、福島県、新潟県」における事業実施期限を平成27年度末までとするのでご留意いただきたい。